

P2 ごあいさつ

参議院本会議

・民法の改正案に対して代表質問

P4 法務委員会

・民法等の一部を改正する法律案

P6 ・裁判官報酬法ならび検察官俸給表改正法案

P7 ・法務及び司法行政等に関する調査

P9 参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

参議院改革協議会

自殺対策を推進する議員の会

P10 UAゼンセン要請活動

ヘルスケア産業プラットフォーム院内集会
(UAゼンセン、JEC連合、JAM)

P11 国民民主党の活動

P12 WEB会議等への招待のお願い

国会見学者一覧

国会見学のお申込み

かわいたかのり公式Twitter登録のお願い



ごあいさつ

明けましておめでとうございます。皆様にはお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年の参議院議員選挙では、改革中道の立ち位置を貫くため国民民主党で戦いに挑みましたが、皆様の絶大なご支援により政党支持率に頼ることなく仲間の大切な議席を守り抜くことができました。心より御礼申し上げます。

今回、「堂込まきこ」さんが見事当選されたことにより、「田村まみ」さんと組織内議員3人体制となり、雇用・労働・社会保障政策のみならず、財政・金融・法務・消費者政策など今まで以上に幅広い活動が可能となりました。

この恵まれた環境を最大限活かして、UAゼンセンをはじめご支援を頂いている皆様が、取り組む政策の実現に向けて全力で活動してまいります。

私たち国民民主党は、他党に先

駆けて昨年の参議院選挙の公約に電気料金の引き下げを掲げると共に、昨年9月に燃油価格や電気代の引き下げなどを含めた総額23兆円の緊急経済対策を政府に提言してまいりました。その結果、政府は国民民主党の政策をベースに電気代と都市ガス代を引き下げることを選定しました。通常国会では、今後の更なる物価高に備えて追加の景気対策や家計への支援策にも取り組んでまいります。

国民民主党は、引き続き国民生活と企業活動を守るため公約に掲げた政策の実現を目指すと共に政府に対し未来を先取りした政策を提言してまいります。

なお、昨年12月より国民民主党参議院幹事長に加えて国民民主党本部の幹事長代行として党運営に関わることとなりました。皆様の代表として、常に説明責任を果たせる活動を推進してまいります。

引き続きのご指導ご鞭撻のほど

よろしくお願い申し上げます。



川合孝典

かわいたかのり国会所属委員会・国民民主党役職等の紹介 (2023年1月1日現在)

【国会関係】

法務委員会(理事)、参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【国民民主党関係】

国民民主党 幹事長代行、国民民主党・新緑風会 幹事長 兼 国会对策委員長、拉致問題対策本部長、国民民主党都道府県連役職 【顧問】北海道、京都(特別顧問) 【代表】岡山 【副代表】青森、群馬、山梨、石川、福井、奈良、鳥取、高知、愛媛、佐賀、熊本、沖縄 【選挙対策委員長】東京

【その他】

UAゼンセン政治顧問、交通労働交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合 特別顧問、民社協会 専務理事、東京民社協会 会長、超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長

参議院本会議

民法の改正案に対して代表質問

11月18日、参議院本会議で国民民主党・新緑風会を代表して民法等の一部改正案に対し齋藤法務大臣に質疑を行いました。

○「体罰に該当する行為」「子の身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」とは

民法第822条は、子の監護教育権の規定に基づき、必要な範囲でその子を懲戒できると規定しています。しかし、民法第822条の懲戒権規定が児童虐待を正当化する口実に使われているとの指摘があり、今回、懲戒権規定が削除され、加えて、民法第821条に新たに子の人格の尊重を設けることで児童虐待の防止を実現することが改正趣旨とされています。民法第821条には、親権を行う者は、監護及び教育に当たっては、「子の人格を尊重すると共

に、その年齢及び発達の過程に配慮し、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達の有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と規定しています。この「体罰」および「有害な影響を及ぼす言動」の行為とは何を指すのか問いました。

大臣は「個別的な判断に委ねられるが、一般論としては、子を殴るといった行為は体罰にあたる」、また有害な影響を及ぼす言動については「幼少の子の問題行動に対する制裁として、深夜、家から締め出したり、長時間にわたり罵倒し続けたりする言動が当たる可能性が高い」と応じました。

○「社会的コンセンサスが形成されている行為」とは

法案の補足説明では、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の内容は、実体法上禁止されるべきことについて、社会的コンセンサスが形成される行為に限られるものとされています。社会的コンセンサ



スが形成される行為とはどのような行為が考えられるかを問いました。

大臣は「社会通念に照らして法律上禁止されるべき行為」と応じました。

○困難な状況を抱えている親への支援体制を構築することが必要

子供の利益を図るため、親権者に子供の監護教育の指針を示す今回の法改正が、困難な事情を抱える親をむしろ追い込むことになり、かえって子の利益を害するとの指摘があります。社会、経済、メンタルヘルスなどの多面的な観点から、困難な状況を抱えている親への適切な支援が極めて重要になります。政府としてどのような支援や対応を考えているのか問いました。



大臣は「既に厚生労働省において様々な支援に取り組んでいるが、法務省としても本改正の意義に関する周知、広報等を通じて取り組みに必要な協力を行う」と応じました。

○民法改正に伴って必要となる家庭裁判所の支援体制の強化の取り方は

令和2年の内閣人事局の通達により、各府省の定員合理化5か年計画が進む中、今回の民法改正に伴って必要となる家庭裁判所の支援体制の強化をどのように図るかを問いました。

大臣は「今後、家庭裁判所の負担が増加し、裁判所の職員が不足

するような状況になれば、最高裁判所において職員の定員を増加するための立法依頼がされると思われる。法務省としても引き続き最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応する」と応じました。

○国籍法第3条第3項を新設した理由、国籍法第3条第3項は認知自体を無効にするのか

国籍法改正案では第3条第3項の新設により、子の認知が事実上反する場合、認知後何十年が経過していても、既に取得している日本国籍をその取得時に遡って喪失させることとなります。現行刑法においても偽装認知は公正証書原本不実記載等罪に該当します。なぜ、国籍法第3条第3項を加える必要があるのかを問いました。

大臣は「事実上反する認知がされた場合には国籍の取得は認められないとの従前からの確立した規律を維持することを明らかにしたものと応じました。

○国籍法第3条第3項の規定は無戸籍児を減らす民法改正の立法趣旨に反するのでは

現民法では、期間の制限なく認知無効の訴えによって覆される可能性がありました。今回、民法第786条を改正して、認知無効の訴えに7年間の期間制限を設けて子供の地位の保全を図るとされています。

他方で国籍法第3条第3項の新設により、認知が事実反する場合、既に取得している日本国籍を取得時に遡って喪失させることとなります。

婚外子として出生した子供自身に責任はなく、国籍法第3条第3項の追加は、解釈や運用によっては、認知が事実反した場合、日本で生まれて日本人として育ってきた子供が出生時に遡って国籍をなく奪われ、不法在留者として強制退去の対象となる最大の不利益を被り、無戸籍を減らす今回の民法改正の立法趣旨に明らかに逆行します。



あわせて、国籍法第3条第3項は、認知自体を無効にするか否かは条文に記載されていないことから、認知自体を無効にするものなのかを問いました。

大臣は「認知が事実反する場合でも日本国籍を取得できるとすることは、結果的に真偽を問わず父の認知さえあれば日本国籍を取得することができ。しかし、国籍の付与という公法上の法律関係においては適切ではない。民法上の認知の効力は民法の規律に従って判断されるものであり、国籍法第3条第3項の規定が影響を及ぼすものではない」と応じました。

○国際化が進展する現代社会に即した国籍法改正の議論を進めるべき

現行の国籍法では、日本人の父親から認知された外国籍の子供は国籍法第3条第1項の規定により日本国籍の取得ができ、外国籍の離脱は求められません。他方、日本国籍を持つている人が外国籍を取得すると、国籍法第11条第1項の規定により日本国籍の離脱を求められます。国際化が進展する現代社会に即した国籍法改正の議論を進めるべきと訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は「重国籍への対応を含め国籍法の改正は、国民の意識や国際的な動向等も踏まえ議論していく必要がある」と応じました。

法務委員会

●民法等の部を改正する法律案

12月6日、民法等の一部改正法案

に対し、政府に質疑を行った後、大学教授などの参考人に法案に対する意見をいただき質疑を行いました。

(民法の一部改正案)

民法第822条の懲戒権は、保護者がしつけと称して虐待を正当化する口実とされてきたことから、これを削除して新たに第821条に監護や教育にあつた「体罰その他の子の心身の健全な発達の有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」との規定が追加されることは、子の最善の利益の観点から大きな意義があります。

しかし、「健全な発達」については、人によって捉え方や考え方が異なり、基準が曖昧な概念を入れることで、逆に保護者にプレッシャーを



与えて子供に対して必要以上に厳しい対応を取ることも懸念されます。この「健全な発達」とは何かを大臣に問いました。

大臣は「子が心身ともに健やかに成長することを重要な利益として位置づけ、悪影響を及ぼす親の行為を禁じたものである」と応じました。

この答弁に対し「法的にはそのような理屈になるが、実際は親の主観で物事を判断することになり、この問題が今後の課題になる」と指摘しました。

（国籍法の一部改正案）

日本の法令には無国籍者の定義がなく、現時点では無国籍者としての地位を認定し保護することに特化した無国籍認定手続がありません。一方、無国籍認定手続を設置する国が近年増えてきており、無国籍者地位条約に入っていない国も設置しています。無国籍認定手続を設置することで、新設される第3条第3項により発生する無国籍者を

正確に把握することができ、出生児の無国籍の防止やその後の削減につながり、無国籍認定手続を設置することは極めて有用であることを訴え大臣の認識を問いました。

大臣は「国籍法を所管する法務省として外国の運用まで含めて国籍の有無を確認することはかなり難しく、慎重な検討が必要」と応じました。

（参考人質疑）

齋藤法務大臣に無国籍認定手続設置の必要性について質問したところ、相手国との調整等を理由に難しいとの答弁であったが、無国籍認定手続措置を設置する上で、無国籍者地位条約に入っていることが前提となるのか。あわせて、無国籍認



定手続措置の必要性および今後の国籍法の見直しの必要性について参考人の方に伺いました。

参考人は、無国籍者地位条約に入ることが条件とはなっていない。日本は様々な人権条約に入っており、それを実現すると同時に国内法上の権利を守るためにも無国籍認定手続措置は有用である。国籍法第3条第3項をめぐる問題は非常に深刻であり、無国籍になる場合に関して一定の対応が必要である。今後の見直しについては、継続的な検討が必要との見解が示されました。

12月8日、国籍法の改正がされた際に起こり得る問題を例示し、関係省庁の見解ならびに対応を問

ました。

法務省は昨年8月に事務連絡を発出して、無国籍問題の解決に向けて関係省庁、弁護士、国連高等弁務官事務所などによる協議会を設置しました。この協議会を充実させるため定期的に意見交換の場を設けるよう求めました。あわせて、国籍法の改正によって無国籍となる事象を防止・削減するため法務省でマニュアルを作り、関係各省に配布して申請に必要な情報を申請者に理解を願い、正確な手続に向けて取り組むよう訴えました。

また「国籍が遡及的に否定された場合、国政選挙で選挙権を行使して行った過去の投票の瑕疵の有無」や「国籍が遡及的に否定された者が国民健康保険や国民年金に加入していた場合、加入の地位」などの問題を例示して政府の見解を求めましたが、いずれの省庁も曖昧な答弁に留まりました。法務大臣に、今回の法改正により想定しない事態や問題が出てくることを指摘し



た上で、無国籍者を生み出さないためにも無国籍認定手続の設置を強く訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は「政府として提出している法案であり、様々なケースに対しては、きちんと対応してまいる。無国籍認定手続の設置については、その必要性、可能性を含め我が国の実情や国際的な動向を踏まえながら、慎重に対応したい」と応じました。

※本法案は12月10日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

●裁判官報酬法ならびに検察官俸給表改正法案

11月10日、裁判官の報酬等の一部改正法案ならびに検察官の俸給等の一部改正法案に対し法務大臣の認識を問いました。



公務員給与を引き上げる議論を行うたびに必ず賃金水準の官民較差の問題が指摘されますが、現状の物価高等もあり賃上げ機運が高まっている局面にきています。公務員の給料は、労働基本権の代償措置として人事院勧告で賃金を決められることは一定のルールに基づくものであり法的な合理性がある一方、公務員の給料が高いか安いということについては客観的尺度がありません。求められるのは給与に見合うだけの成果や期待役割を果たしているかが問われますが、そのことの議論がされていないことを

指摘しました。

その上で、賃金の官民較差の議論を行うときに注意が求められることは、地方では公務員の給料が中小企業労働者の賃金の引き上げの指標に使われています。岸田総理が日本の給料を引き上げることの一つの政策目標に掲げている方向性は歓迎します。是非、賃金の考え方について政策転換して国民の所得を増やすための切り口から議論を進めていくべきと訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は「政府としては構造的な賃上げと企業の生産性の向上を掲げ、好循環を生み出し各種の施策を新たな資本主義の中で作っていくことは極めて大切だと思っている。政府全体の取り組みに法務省として関わっていききたい」と応じました。

11月17日、適正な要員管理と適正な労働時間の管理について法務大臣の認識を問いました。

令和元年6月28日付の内閣人事局の通達により、令和2年度以降



5年間の定員合理化計画が示されています。しかし司法手続きも非常に複雑化、高度化している中、今後、法改正によって司法へのアクセスの基盤を充実強化させることの議論が必要です。弛まざる組織の見直し等、無駄を省く議論の必要性はありますが、法務省や裁判所が置かれている状況から目標という理由だけで削減を行うことは疑問。裁判所では、昼休み時の勤務や持ち帰り仕事が増えているとの現場の声が上がってきている現状に鑑み、裁判所の職種ごとの労働時間管理を徹底した上で、給与水準を議論するべきと指摘して大臣の

認識を問いました。

大臣は「法務省では令和5年度から勤務時間管理システムの導入作業を行っているところであり、適切な業務管理ができるようシステムの運用開始に向けて取り組む」と応じました。

※本法案は11月18日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

●法務及び司法行政等に関する調査

10月27日、保存されるべき裁判記録が廃棄されている事実が判明したことに對し、保存方法等の在り方について葉梨法務大臣の認識を問いました。

1964年の最高裁判所の通知で、その犯罪が社会的に影響の大きい場合は、事件記録及び書類につい



て「保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならぬ」とされています。しかし、社会的に大きな事件であるにも関わらず、国民の大切な共有財産である裁判記録が保管場所等を理由に廃棄されてしまったことに對し、紙媒体記録を速やかに電子的保存へ切り替える必要性を訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「刑事、民事のいずれについてもデジタル化を加速させる中で、法制審議会や有識者会議の検討状況をしっかりと注視していきたい」と応じました。

11月1日、法務委員会において技能実習生に対する残業代未払い問題などが顕在化する中、技能実習法に基づく監理団体や実習実施機関への実地調査のあり方を指摘すると共に、監理団体の設立にあたり許可制から認可制へと改正するべきと訴えました。

法務省並びに入管庁や技能実習機構等が様々な取り組みを進めてい



るにも関わらず、技能実習生への賃金未払いなどの問題が無くならないことは、技能実習法や技能実習制度自体に問題があるといわざるを得ません。

監理団体は非営利であるものの実際は技能実習機関との間には利害関係があり、その結果、傘下企業で生じた問題について法務省や厚生労働省が様々な取り組みを行っても把握しきれないという構造上の問題があることを指摘。団体監理型技能実習制度における監理団体は、



許可制であり、入り口のハードルが低いことで、結果的に後に問題が生じる実態があり、許可制ではなく認可制に変えるべきと提案した上で、技能実習機関を認可するに当たっては、賃金支払い能力などの経営状況を含めた調査が必要であると指摘して、大臣の認識を問いました。

大臣は「監理団体の許可制の問題については、指摘の点や様々な意見を踏まえて、今後、開催される有識者会議で検討していただきたい」と応じました。

11月17日、葉梨法務大臣の辞任



を受けて新たに就任された齋藤法務大臣の所信に対して質疑を行いました。

大臣所信の冒頭に「外国人との共生社会の実現をする」として、退去強制手続きを二層適切かつ実効的なものとするための制度の整備を挙げています。しかし、多く外国人の方を受け入れている一方で、毎年何千人もの失踪者が出ていますが、彼らがそうせざるを得なかった理由があるはずで、日本の法令に違反したから強制退去させる出口の部分だけの議論を行うことは、不適切であり、そもその理由の部分改善しない限り、同じ問題の繰り返しになることを指摘。不法在留者になってしまう入りを精査して、外国人との共生の在り方について、



てどうあるべきなのかの議論を積極的に行うべきと訴えました。



また団体監理型の技能実習では、監理団体自体が中小企業や地元の経営者団体等が集まって作っている非営利団体であるものの、その傘下の企業に技能実習生を送り出す枠組みでは、受け入れ企業との間に利害関係が存在します。その結果、賃金の不払いや契約の不履行等の問題が生じたときに、問題が顕在化しにくい一つの理由となっていることを指摘。あわせて、中小零細企業で安い労働力でないと経営が成り立たないような企業に対しては、賃金の支払能力をチェックするべきと訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は、重要な指摘であると述べた上で「内閣官房長官と法務大臣

が共同議長を務める外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に有識者会議を設置し、様々な意見を伺いながら丁寧に議論を進めて、外国人が適正に受け入れられる制度を目指していく」と応じました。

11月22日、技能実習生が行政機関等へ不利益を被らず申立てができる制度の枠組みを作るよう求めました。

愛媛県の縫製工場で2020年4月から今年の9月までの間、技能実習生のベトナム人11人に対して残業代を全く支払わず、その総額は2,700万円に上る不正が明らかになりました。当該縫製工場は、早々に破産手続きに入ったことで労働債権の回収が極めて困難とされています。



この事案に

対して、監理団体が行う実地検査は1年に1回、外国人技能実習機構の実地検査は3年に1回であり、チェックが仕切れない。検査の在り方についても、検査日が事前に連絡されることから、都合の悪いものを隠すことも可能であり見直すべきと指摘。また外国人技能実習機構においては、限られた人員で数十万人の技能実習生を監理しているが、人員体制に無理があり都道府県の労働局等と連携して対応すべきと提言し、大臣の認識を問いました。

大臣は「技能実習制度の在り方等については様々な問題点や論点が指摘されている。今後、開催する有識者会議において様々な意見を伺いながら政府全体で丁寧に議論を進めていく」と応じました。

この答弁に対し「有識者会議の結論が出て実際に動き出すまでにはしばらく時間がかかる。愛媛県の縫製工場の問題が、2年半にわたって表面化しなかった最大の理由は、技能実習生の立場から申立てを行う

ことで職を失い、自国に送還されることを恐れていることである。速やかに技能実習生が、不利益を被らずに外国人技能実習機構等へ申立てができる制度の枠組みを作るべき」と強く訴えました。

参議院北朝鮮による 拉致問題等に関する 特別委員会

11月14日、拉致問題の実情調査のため新潟県を訪問しました。

調査では、横田めぐみさんの拉致現場実地調査を行った後、新潟県佐久間副知事をはじめ新潟市長、柏崎市長、佐渡市長と懇談を行い



ました。懇談では、拉致問題解決に向けて政府に対して参議院から働き掛けを願いたいなどのご意見をいただきました。

参議院改革協議会

11月16日、参議院議長の下に設置された参議院改革協議会の初会合が開催されました。協議会では、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討することを確認しました。

11月29日、本年の参議院議員通常選挙に関する定数訴訟に係る各高裁判決などについて事務局から説明を受けた後、今後の協議会の進め方について協議を行いました。



12月16日、参議院議員通常選挙制度を集中的に議論する専門委員会の設置を決めました。

自殺対策を推進する 議員の会

8月24日、私が事務局長を務める超党派「自殺対策を推進する議員の会」は、政府の「自殺総合対策大綱」の見直しが行われることに合わせ、緊急要望書を加藤厚生労働大臣に提出しました。

当議員連盟は、これまでの自殺対策の政策的な枠組み作りを牽引してきた立場から、自殺対策大綱の見直しに向けて、「生きることの包括的な支援（自殺対策）」をさ



らに強化するため、「自殺総合対策の更なる強化に必要な予算の拡充」や「全ての児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育の拡充」など13項目の推進を強く要望しました。

11月11日、自殺対策を推進する議員の会第32回総会を開催しました。

総会では、厚生労働省より自殺の動向および5年ごとに見直しがされる「自殺総合大綱」の改定の内容に関して説明を受けたのち、「新たな自殺総合対策大綱の確実な実行を求める緊急要望（案）」を示し協議等を行いました。

出席議員からは、「大綱の改定の中で来年4月に発足すること



られているが、施策の実効性をいかに高めるかが重要である」など多くの意見が出され、意見等を精査した上で緊急要望を政府に提出することを確認しました。

11月24日に小倉内閣府特命大臣、12月12日に加藤厚生労働大臣、12月14日に永岡文部科学大臣へ「新たな自殺総合対策大綱の確実な実行を求める緊急要望」を提出しました。

10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱は、8月に当議員連盟が政府に対して申し入れた13



- 項目の緊急要望をおおむね踏まえた内容となっており高く評価できます。新たな大綱の確実な実行と共に理念と実践を全国に根付かせるため次の3項目を強く要望しました。
1. 関係大臣が連名で全国の知事と市長村長に「新大綱実施への協力依頼」を行うこと
 2. こども家庭庁に、こどもの自殺対策を担当する専任管理職を配置すること
 3. 関係省庁が連携して情報を持ち寄り、こどもの自殺の実態解明を推進すること

UAゼンセン要請活動

8月23日、UAゼンセンの皆様と共に、厚生労働省に対して雇用調整助成金における新型コロナウイルス対策の特例措置の延長を要請しました。

意見交換では、いまだに新型コロナウイルス感染拡大の中にあり、雇用調整助成金による支援を必要とする事業者も少なくない現実があることを伝え、雇用の維持と人材確保のため10月以降も雇用調整助成金の特例措置の延長を求めました。また、政府内で特例措置の縮小を検討していること

に対しては、

慎重な検討を行い解雇等が生じるこ

のしないよう対応することを要

請しました。



ヘルスケア産業プラットフォーム院内集会(UAゼンセン、JEC連合、JAM)

10月27日、UAゼンセン、JEC連合、JAMの医薬品製造等を担う労働組合で結成されているヘルスケア産業プラットフォームの皆様と共に、参議院議員会館において院内集会を開催しました。集会では医薬品が供給不足に陥っている現状に対し、医薬品の生産、流通の現場からの問題意識にあわせ、中間年薬価改定の問題など、医薬品産業が直面している課題について国会議員等に伝え、解決に向け尽力したいと訴えました。



国民民主党の活動



10月28日 国葬法案を参議院へ提出



11月7日 安全保障調査会石垣島視察(石垣海上保安部)



11月30日 外為特会法案を参議院へ提出



12月9日 心理的支配利用罪新設法案を参議院へ提出



12月9日 UAゼンセン製造産業部門医薬化粧品部会より
薬価中間年改定に関する緊急要請



12月9日 国民民主党の安全保障政策を岸田総理へ提言

(第210臨時国会国民民主党単独提出法案)

- ・こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃に係る施策の推進に関する法律案
- ・総合的経済安全保障施策推進法案
- ・再生可能エネルギー賦課金停止法案
- ・国の儀式として行う葬儀に関する法律案
- ・令和4年度における外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置に関する法律案
- ・心理的支配利用罪新設法案



WEB会議等への招待をお待ちしております！

これまでにWEBでご挨拶をさせていただいた皆さま（2022年12月15日現在）

UAゼンセン都道府県支部…40都道府県支部159回（北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎）

単組・労連等…815回

※訪問がかなわない場合は、WEBでの対応もいたします。（連絡先電話番号、メールアドレスは国会見学のお申込みと同じです）



国会見学者一覧 2022年9月2日～2022年12月28日

2022年9月2日から12月28日までの間、352名の皆様が国会見学・会議等にお越しくださいました。今後も団体の皆様をはじめご家族ご友人など、たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。また、時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

日付	見学者	日付	見学者
2022年9月2日 金	キャンドウユニオン	2022年11月11日 金	アークミールユニオン
2022年9月2日 金	楠本様	2022年11月17日 木	南国産産労働組合
2022年9月16日 金	マキヤグループ労働組合	2022年11月18日 金	東レ労働組合東海支部
2022年9月30日 金	日本セカンドライフ協会	2022年11月24日 木	UAゼンセン大阪府支部第2地域協議会
2022年10月11日 火	JEC連合神奈川地連	2022年11月25日 金	UAゼンセン大分県支部
2022年10月21日 金	富士紡績労働組合壬生川工場支部	2022年11月29日 火	東京民社協会UAゼンセン職場協議会
2022年10月21日 金	旭化成労働組合水島支部	2022年12月6日 火	アルペン労働組合関東支部
2022年10月31日 月	新菱労働組合	2022年12月7日 水	ニラックス労働組合、トマトアンドアソシエイツ労働組合
2022年10月31日 月	西濃運輸労働組合	2022年12月8日 木	UAゼンセン新入局員研修会
2022年11月7日 月	東レ労働組合東京支部	2022年12月15日 木	UAゼンセン大阪府支部第3地域協議会
2022年11月9日 水	上新電機労働組合	2022年12月16日 金	マルハンユニオン
2022年11月10日 木	全ヤオコー労働組合	2022年12月28日 水	石川様ご家族

2022年9月2日～2022年12月28日 352名／2016年9月～累計16,491名



国会見学のお申込み！

スマートフォン等からの
お申込みはこちらから



参議院では新型コロナウイルス感染防止対策を施した上で、国会見学を行っています。所要時間は、おおむね1時間です。また、本会議や委員会の傍聴、昼食のご用意など、お気軽にご相談ください。

ホームページからの国会見学お申込み方法

1. 「かわいたかのり」のホームページ上部「国会見学申込」をクリックしてください。
2. 申込方法を選択して、クリックしてください。

WEBで申込

「WEBで申込」を選択された場合は、必要事項を入力して「送信」ボタンをクリックしてお申込みは完了です。

ホームページ ヘッダー

かわいたかのり

国会見学申込

国会見学申請書 (Word形式)

国会見学申請書 (PDF形式)

「国会見学申請書 (Word形式)」又は「国会見学申請書 (PDF形式)」のいずれかを選択された場合は、申請書をダウンロードしていただき、必要事項を入力又は記載後、メール又はファックスで送信してください。

✉ takanori_kawai@sangiin.go.jp FAX. 03-6551-1223

※お電話での受付もいたしております。TEL：03-6550-1223



かわいたかのり公式Twitter

登録をよろしく
願っています

